

報道関係者 各位

令和6年12月20日

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 橋本 智晴

課長補佐 満木 節子

障害者雇用担当官 野元 靖史

電話 (0985)38-8824

令和6年6月1日現在の障害者の雇用状況

宮崎労働局（局長 坂根 登）では、このほど、宮崎県に本社がある事業主における、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業（法定雇用率2.5%、企業規模40.0人以上）】

※本年3月までの法定雇用率は2.3%

○雇用障害者数は3520.5人、対前年差373.5人増加、対前年比11.9%増加。

○実雇用率2.87%、対前年比0.21ポイント上昇。【全国第5位】

※全国の平均実雇用率2.41%

○法定雇用率達成企業の割合は63.5%、対前年比2.0ポイント低下。【全国第2位】

※全国の法定雇用率達成企業割合46.0%

○法定雇用率未達成企業は343社（前年300社）。そのうち、不足数が0.5人又は1人の企業は256社で、未達成企業全体の74.6%を占めている。

【公的機関及び独立行政法人】

○障害者の雇用状況は、別紙7～9を参照。

（注）企業規模について、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）は、0.5人としてカウントとしている。また、雇用障害者数については、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1. 民間企業（40.0人以上規模の企業）における雇用状況

【雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合】

- 民間企業（常用労働者数が40.0人以上の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は3,520.5人で、前年より373.5人増加（対前年比11.9%増）となった。障害種別では身体障害者が1,966.5人（対前年比163.5人、9.1%増）、知的障害者が795.0人（同53.0人、7.1%増）、精神障害者が759.0人（同157.0人、26.1%増）と全ての障害種別で増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。（グラフ、別紙1、別紙3参照）
- 実雇用率は、前年の2.66%に比べて0.21ポイント上昇し、2.87%となった。
また、都道府県順位は前年の第9位から第5位に上昇した。（別紙1参照）
- 法定雇用率（2.5%）達成企業の割合は、前年の65.5%に比べて2.0ポイント低下し、63.5%となったものの、都道府県順位は前年の第3位から第2位に上昇した。（別紙1参照）

【企業規模別の雇用状況】（別紙2、別紙3参照）

- 報告の提出があった企業数は、令和6年4月1日の障害者の法定雇用率引き上げに伴い、前年の869社に対して939社、対前年比8.1%（70社）増であった。
規模別内訳として、40.0～100人未満は583社で、対前年比16.4%（82社）増、100～300人未満は280社で、対前年比1.4%（4社）減、300～500人未満は42社で、対前年比14.3%（7社）減、500～1000人未満は26社で、対前年比7.1%（2社）減、1000人以上が8社で、対前年比14.3%（1社）増となった。
- 雇用されている障害者の数を企業規模別でみると、今年から新たに報告対象となった常用労働数が40.0～43.5人未満規模の企業では93.0人であった。また、従来から報告対象であった企業を規模別でみると、43.5～100人未満で947.5人、前年（850.0人）から97.5人（11.5%）増、100～300人未満で1228.5人、前年（1168.0人）から60.5人（5.2%）増、300～500人未満で398.0人、前年（391.0人）から7.0人（1.8%）増、500～1000人未満で539.0人、前年（536.0人）から3.0人（0.6%）増、1000人以上で314.5人、前年（202.0人）から112.5人（55.7%）増と全ての企業規模で前年より増加した。
- 実雇用率は、今年から新たに報告対象となった常用労働数が40.0～43.5人未満規模の企業では4.67%であった。また従来から報告対象であった企業を規模別でみると、43.5～100人未満で2.77%（前年2.73%）、100～300人未満で2.92%（同2.73%）、300～500人未満で2.77%（同2.40%）、500～1000人未満で2.98%（同2.75%）、1000人以上で2.44%（同2.39%）と全ての企業規模で前年より上昇した。
- 法定雇用率達成企業割合は、今年から新たに報告対象となった常用労働者数が40～43.5人未満規模の企業では、53.1%であった。また、従来から報告対象であった企業を規模別でみると、43.5～100人未満で64.4%（前年64.1%）、100～300人未満が63.9%（同68.7%）、300～500人未満が64.3%（同57.1%）、500～1000人未満が65.4%（同67.9%）、1000人以上が37.5%（同85.7%）となり、43.5～100人未満及び300～500人未満以外の企業規模で前年より低下した。

【産業別の状況】（別紙4、別紙5参照）

- 報告対象企業数939社のうち、「医療、福祉」276社（29.4%）、「製造業」179社（19.1%）、「卸売業、小売業」134社（14.3%）が多く、前年と変わらない状況である。
- 雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」が前年より増加した。
- 実雇用率については、「製造業」（2.89%）、「不動産業、物品賃貸業」（2.54%）、「宿泊業、飲食サービス業」（2.59%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（3.57%）、「医療、福祉」（3.85%）、「サービス業」（2.83%）で法定雇用率2.5%を上回った。

【法定雇用率未達成企業の状況】（別紙6参照）

- 法定雇用率未達成企業は343社（前年300社）。そのうち、不足数が0.5人又は1人の企業は256社で未達成企業全体の74.6%を占めている。
また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は199社（前年174社）であり、未達成企業に占める割合は、58.0%となっている。

2. 公的機関等における雇用状況（別紙7～9参照）

- 地方公共団体（2.8%の法定雇用率が適用される機関）
※本年3月までの法定雇用率は2.6%
在職している障害者の数は545.0人で、前年の489.5人より55.5人増加しており、実雇用率は2.91%となり、前年の2.64%に比べ0.27ポイント上昇した。
県の機関は5機関のうち1機関、市町村等の機関は27市町村等のうち2市4町1事務組合が雇用率未達成となった。
〈未達成機関〉 宮崎県病院局、えびの市、串間市、綾町、門川町、都農町、高鍋町、西臼杵広域行政事務組合病院事業
●門川町、都農町については、令和6年11月29日現在で不足数解消となった。
- 教育委員会（2.7%の法定雇用率が適用される機関）
※本年3月までの法定雇用率は2.5%
在職している障害者の数は181.0人で、前年より2.5人増加し、実雇用率は2.21%となり、前年の2.19%に比べ0.02ポイント上昇した。
〈未達成機関〉 宮崎県教育委員会、川南町教育委員会
●川南町教育委員会については、令和6年11月29日現在で不足数解消となった。
- 独立行政法人等（2.8%の法定雇用率が適用される機関）
※本年3月までの法定雇用率は2.6%
県内の独立行政法人5機関にて雇用されている障害者の数は67.0人で、前年より8.0人増加し、実雇用率は2.96%となり、前年の2.52%に比べ0.44ポイント上昇した。
〈未達成機関〉 宮崎県立看護大学

未達成企業等への対応

【民間企業】

- 法定雇用率未達成の民間企業に対しては、各公共職業安定所長が達成指導を実施しており、令和5年6月1日から令和6年5月末までに令和5年6月1日現在で未達成であった300社を対象に達成指導を行い、うち、48社の未達成が解消された。
また、今年度においても、令和6年11月末までに令和6年6月1日現在で未達成であった343社のうち138社に対し達成指導を行い、うち、21社の未達成が解消されている。

【公的機関】

- 公的機関については、労働者を雇用する立場においては、民間企業と同様であるが、民間企業に障害者雇用について協力を求める以上、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場にある。
未達成機関に対しては、令和7年1月1日を始期とする「障害者採用計画」の策定、提出と合わせ早期の解消を求めている。

【達成指導の実施】

- 未達成企業の事業主及び未達成公的機関の首長に対し、労働局幹部や管轄公共職業安定所長等の訪問により、現状確認を行うと共に障害者雇用事例等の提供や各障害者就労支援機関の各種支援策を説明し、障害者雇用への理解を求め、早期の未達成解消の指導を実施している。
- 特に0人雇用企業（障害者を一人も雇用していない企業）については、法の趣旨、雇用義務及び社会的責任について改めて指導を行うとともに、障害者雇用のノウハウ指導など障害者雇用のための支援を行っている。

具体的な取組

■障害者雇用促進セミナー

障害者雇用のノウハウが不足している企業に対し、先進的な企業の障害者雇用事例や職務の切り出し方等を紹介。また、安定した雇用、職場定着に向けた知識習得や意識啓発の促進。

■合同面接会等の開催

障害のある方を対象に、事業所と求職者が一同に会し、個別に面談等を行う。

■精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

雇用が増加している精神・発達障害者の障害等に関する基礎知識や、共に働く上でのコミュニケーション方法について理解を深め、安定した雇用へ。

■職場実習

事前に職場実習をすることで企業・障害者双方の不安を解消。

■公的機関向け障害者職業生活相談員資格認定講座

障害者職業生活相談員(5人以上障害者を雇用する事業所は選任義務がある)に必要な知識を習得。

■企業チーム支援

雇用率未達成企業等に対し、ハローワークと各障害者就労支援機関が連携し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着まで支援を実施。

総 括 表

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況(宮崎県)

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	122,459.0 人	3,520.5 人	2.87 %	596 / 939	63.5 %
	(118,136.5 人)	[3,170 人] (3,147.0 人)	(2.66 %)	(569 / 869)	(65.5 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,959.0 人	181.0 人	3.04 %	4 / 5	80.0 %
	(5,886.5 人)	[146 人] (156.5 人)	(2.66 %)	(3 / 4)	(75.0 %)
宮崎県知事部局	4,268.5 人	134.0 人	3.14 %	1 / 1	100.0 %
	(4,242.0 人)	[107 人] (114.0 人)	(2.69 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
その他の県機関	1,690.5 人	47.0 人	2.78 %	3 / 4	75.0 %
	(1,644.5 人)	[39 人] (42.5 人)	(2.58 %)	(2 / 3)	(66.7 %)

※「その他の県機関」とは、宮崎県企業局、宮崎県病院局、宮崎県警察本部、宮崎県議会である。

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	12,773.0 人	364.0 人	2.85 %	20 / 27	74.1 %
	(12,649.0 人)	[283 人] (333.0 人)	(2.63 %)	(21 / 26)	(80.8 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの2機関は、令和6年11月29日までに達成済み。

(3) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	8,186.0 人	181.0 人	2.21 %	1 / 3	33.3 %
	(8,169.0 人)	[132 人] (178.5 人)	(2.19 %)	(1 / 3)	(33.3 %)
宮崎県教育委員会	8,064.5 人	180.0 人	2.23 %	0 / 1	0.0 %
	(8,045.5 人)	[131 人] (177.5 人)	(2.21 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
市町村の教育委員会	121.5 人	1.0 人	0.82 %	1 / 2	50.0 %
	(123.5 人)	[1 人] (1.0 人)	(0.81 %)	(1 / 2)	(50.0 %)

※市町村の教育委員会のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和6年11月29日までに達成済み。

3. 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
独立行政法人等の機関	2,266.0 人	67.0 人	2.96 %	4 / 5	80.0 %
	(2,337.0 人)	[52 人] (59.0 人)	(2.52 %)	(4 / 5)	(80.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。

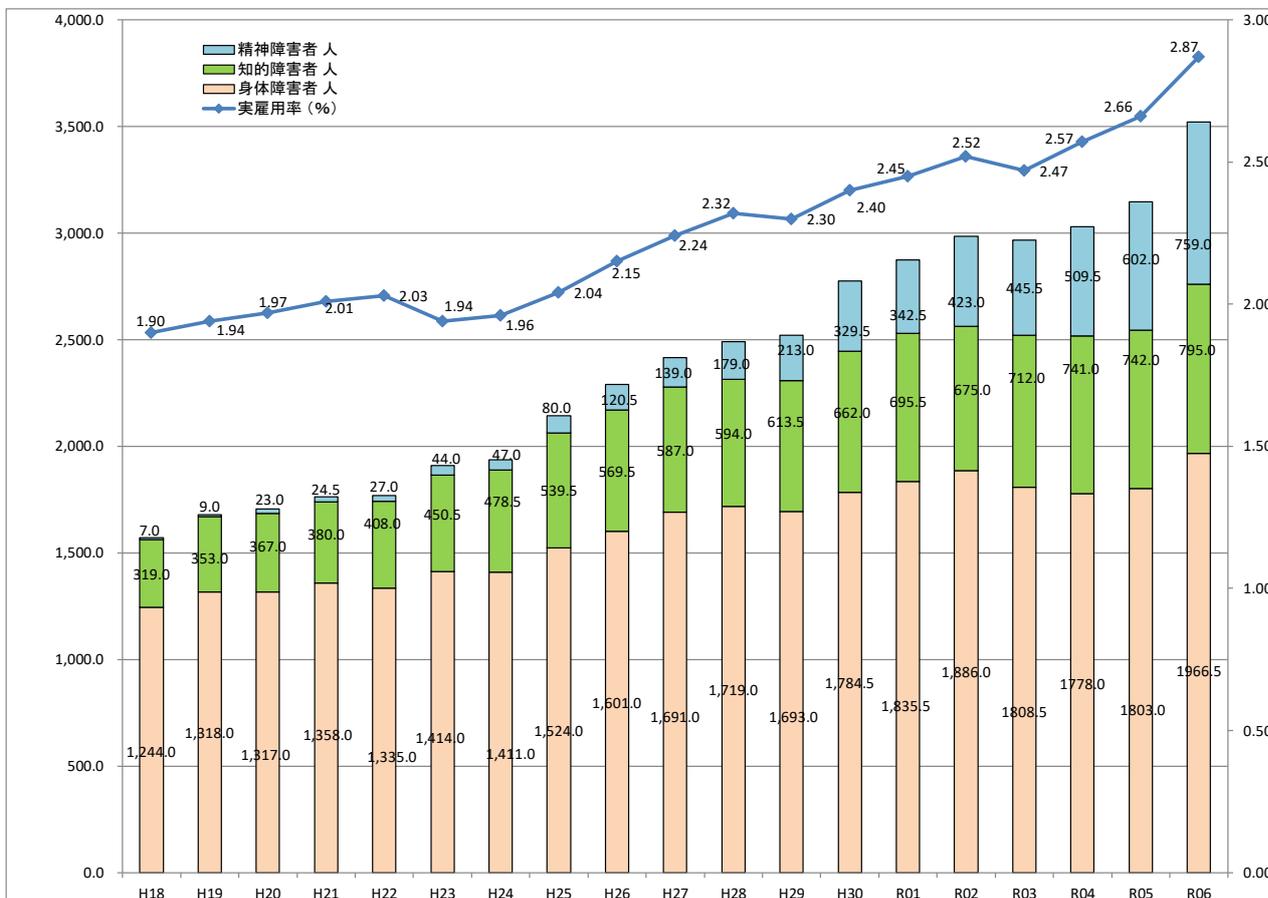
宮崎県の民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

令和6年6月1日現在

< 障害者の数 (人) >

< 実雇用率 (%) >



雇用障害者全数(人)	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	1570.0	1680.0	1707.0	1762.5	1770.0	1908.5	1936.5	2143.5	2291.0	2417.0	2492.0	2519.5	2776.0	2873.5	2984.0	2966.0	3028.5	3147.0	3520.5

< 法定雇用率 >

1.8% → 2.0% → 2.2% → 2.3% → 2.5%

注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年～平成22年

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～令和5年

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
- 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

1 民間企業における障害者の雇用状況(宮崎県)

令和6年6月1日現在

(1)概況

① 民間企業における障害者雇用状況の概況

年	企業数 社	法定雇用障害者数の基礎となる労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成企業数 社	雇用率達成企業割合 %
			合計 人	身体障害者数 人	知的障害者数 人	精神障害者数 人			
令和6年	939	122,459.0	3,520.5	1,966.5	795.0	759.0	2.87%	596	63.5

② 民間企業における雇用状況の推移

年	企業数 社	法定雇用障害者数の基礎となる労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成企業数 社	雇用率達成企業割合 %	
			合計 人	身体障害者数 人	知的障害者数 人	精神障害者数 人				
全国	令和2年	102,698	26,866,997.0	578,292.0	356,069.0	134,207.0	88,016.0	2.15	49,956	48.6
	令和3年	106,924	27,156,780.5	597,786.0	359,067.5	140,665.0	98,053.5	2.20	50,306	47.0
	令和4年	107,691	27,281,606.5	613,958.0	357,767.5	146,426.0	109,764.5	2.25	52,007	48.3
	令和5年	108,202	27,523,661.0	642,178.0	360,157.5	151,722.5	130,298.0	2.33	54,239	50.1
	令和6年	117,239	28,162,399.0	677,461.5	368,949.0	157,795.5	150,717.0	2.41	53,875	46.0
宮崎県	令和2年	846	118,408.0	2,984.0	1,886.0	675.0	423.0	2.52	538	63.6
	令和3年	893	120,022.0	2,966.0	1,808.5	712.0	445.5	2.47	553	61.9
	令和4年	859	117,805.0	3,028.5	1,778.0	741.0	509.5	2.57	541	63.0
	令和5年	869	118,136.5	3,147.0	1,803.0	742.0	602.0	2.66	569	65.5
	令和6年	939	122,459.0	3,520.5	1,966.5	795.0	759.0	2.87%	596	63.5

③ 民間企業における雇用率、雇用率達成企業割合の都道府県順位

	順位	1位 %	2位 %	3位 %	4位 %	5位 %	6位 %	7位 %	8位 %	9位 %
令和6年	実雇用率	沖縄 3.39	奈良 3.00	島根 2.89	長崎 2.88	宮崎 2.87	佐賀 2.87	和歌山 2.87	山口 2.77	大分 2.77
	達成企業割合	島根 66.3	宮崎 63.5	佐賀 62.6	鳥取 61.1	大分 60.8	奈良 60.5	沖縄 60.0	和歌山 59.0	秋田 58.8
令和5年	実雇用率	3.24 沖縄県	3.06 奈良県	2.85 長崎県	2.83 島根県	2.80 佐賀県	2.77 山口県	2.72 大分県	2.71 和歌山県	2.66 宮崎県
	達成企業割合	69.6 島根県	67.9 佐賀県	65.5 宮崎県	65.2 奈良県	65.2 沖縄県	65.2 大分県	64.3 和歌山県	64.2 秋田県	64.2 鳥取県

④ 安定所別の障害者雇用状況

安定所	企業数 社	法定雇用障害者数の基礎となる労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成企業数 社	雇用率達成企業割合 %
			合計 人	身体障害者数 人	知的障害者数 人	精神障害者数 人			
宮崎	411	60,585.5	1,738.5	944.5	378.5	415.5	2.87%	247	60.1%
延岡	104	11,576.0	257.5	176.5	47.5	33.5	2.22%	62	59.6%
日向	67	7,893.0	228.0	133.5	61.0	33.5	2.89%	45	67.2%
都城	188	22,703.0	682.5	398.0	145.0	139.5	3.01%	127	67.6%
日南	51	5,005.0	143.0	86.5	35.0	21.5	2.86%	40	78.4%
高鍋	66	8,645.0	301.5	136.0	82.0	83.5	3.49%	43	65.2%
小林	52	6,051.5	169.5	91.5	46.0	32.0	2.80%	32	61.5%
計	939	122,459.0	3,520.5	1,966.5	795.0	759.0	2.87%	596	63.5%

注1:①及び②、④の「法定雇用障害者数の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた労働者数である。

注2:①及び②、④の障害者の数とは、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

(2) 企業規模別の雇用状況(宮崎県)

(別紙2)

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)			
規模計	企業 939 (869)	人 122,459.0 (118,136.5)	人 558 (535)	人 452 (356)	人 1,745 (1,558)	人 360 (326)	人 55 (-)	人 3,520.5 (3,147.0)	% 2.87 (2.66)	企業 596 (569)	% 63.5 (65.5)
40.0～ 100人未満	583 (501)	35,022.5 (31,176.5)	143 (128)	201 (163)	468 (366)	156 (130)	15 (-)	1,040.5 (850.0)	2.97 (2.73)	370 (321)	63.5 (64.1)
100～ 300人未満	280 (284)	42,050.5 (42,710.5)	173 (180)	193 (133)	613 (610)	130 (130)	23 (-)	1,228.5 (1,168.0)	2.92 (2.73)	179 (195)	63.9 (68.7)
300～ 500人未満	42 (49)	14,370.5 (16,290.5)	76 (83)	24 (26)	202 (186)	32 (26)	8 (-)	398.0 (391.0)	2.77 (2.40)	27 (28)	64.3 (57.1)
500～ 1000人未満	26 (28)	18,113.0 (19,498.5)	112 (111)	19 (23)	283 (283)	19 (16)	7 (-)	539.0 (536.0)	2.98 (2.75)	17 (19)	65.4 (67.9)
1,000人以上	8 (7)	12,902.5 (8,460.5)	54 (33)	15 (11)	179 (113)	23 (24)	2 (-)	314.5 (202.0)	2.44 (2.39)	3 (6)	37.5 (85.7)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

(2)企業規模別の雇用状況(宮崎県)

(別紙3)

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度 身体障 害者(注 4)	b. 重 度身 体障 害者 である短 時間労 働者(注 4)	c. 重 度以 外の身 体障 害者 (注4)	d. 重 度以 外の身 体障 害者で ある短 時間労 働者(注 4)	e. 重 度身 体障 害者で ある特 定短 時間 労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	a.重 度知 的障 害者(注 4)	b. 重 度知 的障 害者 である短 時間労 働者(注 4)	c. 重 度以 外の 知的障 害者 (注4)	d. 重 度以 外の 知的障 害者で ある短 時間労 働者(注 4)	e. 重 度知 的障 害者で ある特 定短 時間 労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	c.精 神障 害者(注 4)	d.精 神障 害者 である短 時間労 働者(注 4)	e. 精 神障 害者 である特 定短 時間 労働者 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)
規模計	3,520.5 (3,147.0)	452 (435)	95 (74)	871 (785)	169 (148)	24 (-)	1,966.5 (1,803.0)	106 (100)	39 (34)	445 (419)	191 (178)	7 (-)	795.0 (742.0)	429 (354)	318 (248)	24 (-)	759.0 (602.0)
40.0～ 100人 未満	1,040.5 (850.0)	116 (105)	40 (26)	242 (178)	68 (58)	9 (-)	552.5 (443.0)	27 (23)	15 (16)	119 (116)	88 (72)	3 (-)	233.5 (214.0)	107 (72)	146 (121)	3 (-)	254.5 (193.0)
100～ 300人 未満	1,228.5 (1,168.0)	155 (163)	40 (28)	338 (332)	60 (53)	8 (-)	722.0 (712.5)	18 (17)	15 (13)	124 (133)	70 (77)	2 (-)	211.0 (218.5)	151 (145)	138 (92)	13 (-)	295.5 (237.0)
300～ 500人 未満	398.0 (391.0)	70 (72)	7 (8)	98 (98)	14 (12)	2 (-)	253.0 (256.0)	6 (11)	5 (4)	57 (51)	18 (14)	1 (-)	83.5 (84.0)	47 (37)	12 (14)	5 (-)	61.5 (51.0)
500～ 1,000人 未満	539.0 (536.0)	70 (70)	6 (8)	121 (131)	14 (10)	5 (0)	276.5 (284.0)	42 (41)	1 (1)	87 (83)	5 (6)	0 (0)	174.5 (169.0)	75 (69)	12 (14)	2 (0)	88.0 (83.0)
1,000人 以上	314.5 (202.0)	41 (25)	2 (4)	72 (46)	13 (15)	0 (-)	162.5 (107.5)	13 (8)	3 (0)	58 (36)	10 (9)	1 (-)	92.5 (56.5)	49 (31)	10 (7)	1 (-)	59.5 (38.0)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のa c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のb d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

(3)産業別の雇用状況(宮崎県)

(別紙4)

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合	
			A.重度身体障害者 及び重度知的障害 者 (注3)	B.重度身体障害 者、重度知的障 害者及び精神障 害者である短時 間労働者(注3)	C. 重度以外の身 体障害者、知的 障害者及び精神 障害者 (注3)	D. 重度以外の身 体障害者及び知 的障害者である 短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害 者、重度知的障 害者及び精神障 害者である特定 短時間労働者 (注3)				F. 計 A×2+B+C+(D +E)×0.5 (注2)
産業計	企業 939 (869)	人 122,459.0 (118,136.5)	人 558 (535)	人 452 (108)	人 1,745 (1,806)	人 360 (326)	人 55 (-)	人 3520.5 (3147.0)	% 2.87 (2.66)	企業 596 (569)	% 63.5 (65.5)
農、林、漁業	企業 25 (21)	人 2,106.0 (1,932.0)	人 8 (8)	人 0 (1)	人 21 (17)	人 2 (1)	人 1 (-)	人 38.5 (34.5)	% 1.83 (1.79)	企業 12 (10)	% 48.0 (47.6)
鉱業,採石業,砂利採取業	2 (2)	143.5 (143.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (-)	2.0 (1.0)	1.39 (0.70)	1 (1)	50.0 (50.0)
建設業	41 (32)	3,656.0 (3,247.5)	19 (15)	2 (2)	42 (36)	0 (0)	2 (-)	83.0 (68.0)	2.27 (2.09)	27 (20)	65.9 (62.5)
製造業	179 (173)	26,533.0 (27,045.0)	142 (146)	23 (4)	448 (459)	23 (29)	2 (-)	767.5 (769.5)	2.89 (2.85)	126 (120)	70.4 (69.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (2)	240.0 (234.0)	0 (0)	0 (0)	5 (6)	0 (0)	0 (-)	5.0 (6.0)	2.08 (2.56)	1 (2)	50.0 (100.0)
情報通信業	24 (25)	4,013.5 (4,057.5)	14 (15)	5 (2)	45 (36)	1 (0)	0 (-)	78.5 (68.0)	1.96 (1.68)	13 (14)	54.2 (56.0)
運輸業,郵便業	49 (41)	5,867.5 (5,388.0)	22 (19)	6 (3)	83 (73)	6 (9)	0 (-)	136.0 (118.5)	2.32 (2.20)	30 (24)	61.2 (58.5)
卸売業,小売業	134 (121)	17,672.5 (16,318.0)	58 (51)	44 (23)	233 (210)	53 (69)	7 (-)	423.0 (369.5)	2.39 (2.26)	79 (76)	59.0 (62.8)
金融業,保険業	12 (11)	3,938.0 (3,908.0)	11 (12)	6 (3)	42 (39)	6 (7)	0 (-)	73.0 (69.5)	1.85 (1.78)	2 (3)	16.7 (27.3)
不動産業,物品賃貸業	11 (10)	1,041.5 (952.0)	7 (3)	2 (0)	10 (7)	1 (1)	0 (-)	26.5 (13.5)	2.54 (1.42)	8 (6)	72.7 (60.0)
学術研究,専門・ 技術サービス業	16 (10)	2,113.0 (1,794.5)	14 (10)	0 (0)	23 (18)	1 (1)	0 (-)	51.5 (38.5)	2.44 (2.15)	6 (4)	37.5 (40.0)
宿泊業,飲食サービス業	27 (27)	2,318.5 (2,407.0)	6 (4)	12 (1)	29 (29)	11 (10)	3 (-)	60.0 (43.0)	2.59 (1.79)	22 (16)	81.5 (59.3)
生活関連サービス業, 娯楽業	26 (23)	2,913.0 (1,886.0)	31 (21)	5 (2)	32 (33)	9 (9)	1 (-)	104.0 (81.5)	3.57 (4.32)	15 (15)	57.7 (65.2)
教育,学習支援業	24 (21)	2,581.0 (2,399.5)	11 (11)	2 (2)	15 (11)	2 (1)	0 (-)	40.0 (35.5)	1.55 (1.48)	8 (10)	33.3 (47.6)
医療,福祉	276 (259)	31,303.5 (30,674.0)	151 (153)	325 (53)	459 (601)	210 (158)	27 (-)	1204.5 (1039.0)	3.85 (3.39)	194 (190)	70.3 (73.4)
複合サービス事業	7 (19)	5,577.5 (5,722.0)	29 (29)	7 (4)	65 (61)	1 (4)	2 (-)	131.5 (125.0)	2.36 (2.18)	3 (11)	42.9 (57.9)
サービス業	84 (72)	10,441.0 (10,028.5)	35 (38)	13 (8)	191 (169)	34 (27)	10 (-)	296.0 (266.5)	2.83 (2.66)	49 (47)	58.3 (65.3)

注 別紙2①と同じ

(3)産業別の雇用状況(宮崎県)

(別紙5)

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体 障害者(注 4)	b. 重度 身体障害者 である短時間 労働者 (注4)	c. 重度以外 の身体障害者 (注4)	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者 (注4)	e. 重度身体 障害者である 特定短時間 労働者(注 4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e) ×0.5 (注2)(注3)	a.重度知的障 害者 (注4)	b. 重度 知的障害者 である短時間 労働者 (注4)	c. 重度以外 の知的障害者 (注4)	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 労働者 (注4)	e. 重度知 的障害者で ある特定短 時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+ (d+e)×0.5 (注2)(注3)	c.精神障害者 (注4)	d. 精神障害 者である短時 間労働者(注 4)	e. 精神障害 者である特定 短時間労働 者 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)
産業計	3,520.5 (3,147.0)	452 (435)	95 (74)	871 (785)	169 (148)	24 (-)	1,966.5 (1,803.0)	106 (100)	39 (34)	445 (419)	191 (178)	7 (-)	795.0 (742.0)	429 (354)	318 (248)	24 (-)	759.0 (602.0)
農、林、漁業	38.5 (34.5)	7 (5)	0 (1)	14 (8)	0 (0)	1 (-)	28.5 (19.0)	1 (3)	0 (0)	1 (4)	2 (1)	0 (-)	4.0 (10.5)	6 (4)	0 (1)	0 (-)	6.0 (5.0)
鉱業,採石業,砂利採取業	2.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (-)	2.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)
建設業	83.0 (68.0)	19 (15)	1 (1)	32 (25)	0 (0)	2 (-)	72.0 (56.0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (-)	2.0 (1.0)	9 (10)	0 (1)	0 (-)	9.0 (11.0)
製造業	767.5 (769.5)	115 (119)	6 (3)	198 (200)	15 (16)	1 (-)	442.0 (449.0)	27 (27)	2 (1)	141 (142)	8 (13)	1 (-)	201.5 (203.5)	109 (101)	15 (16)	0 (-)	124.0 (117.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	5.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	5 (6)	0 (0)	0 (-)	5.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)
情報通信業	78.5 (68.0)	14 (15)	3 (2)	25 (22)	1 (0)	0 (-)	56.5 (54.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	20 (12)	2 (2)	0 (-)	22.0 (14.0)
運輸業,郵便業	136.0 (118.5)	22 (19)	4 (3)	55 (46)	4 (8)	0 (-)	105.0 (91.0)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	2 (1)	0 (-)	8.0 (6.5)	21 (20)	2 (1)	0 (-)	23.0 (21.0)
卸売業,小売業	423.0 (369.5)	47 (42)	13 (11)	109 (87)	29 (34)	1 (-)	231.0 (199.0)	11 (9)	11 (12)	72 (61)	24 (35)	2 (-)	118.0 (108.5)	52 (42)	20 (20)	4 (-)	74.0 (62.0)
金融業,保険業	73.0 (69.5)	11 (12)	2 (3)	24 (20)	2 (3)	0 (-)	49.0 (48.5)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	4 (4)	0 (-)	5.0 (5.0)	15 (12)	4 (4)	0 (-)	19.0 (16.0)
不動産業,物品賃貸業	26.5 (13.5)	7 (3)	0 (0)	3 (1)	1 (1)	0 (-)	17.5 (7.5)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (-)	4.0 (2.0)	3 (1)	2 (3)	0 (-)	5.0 (4.0)
学術研究, 専門・技術サービス業	51.5 (38.5)	5 (1)	0 (0)	12 (10)	0 (0)	0 (-)	22.0 (12.0)	9 (9)	0 (0)	8 (6)	1 (1)	0 (-)	26.5 (24.5)	3 (2)	0 (0)	0 (-)	3.0 (2.0)
宿泊業,飲食サービス業	60.0 (43.0)	6 (4)	1 (0)	9 (9)	8 (3)	0 (-)	26.0 (18.5)	0 (0)	1 (1)	12 (11)	3 (7)	0 (-)	14.5 (15.5)	8 (2)	10 (7)	3 (-)	19.5 (9.0)
生活関連サービス業, 娯楽業	104.0 (81.5)	15 (7)	1 (1)	19 (11)	2 (4)	1 (-)	51.5 (28.0)	16 (14)	2 (1)	9 (13)	7 (5)	0 (-)	46.5 (44.5)	4 (4)	2 (5)	0 (-)	6.0 (9.0)
教育,学習支援業	40.0 (35.5)	11 (11)	2 (2)	11 (8)	2 (1)	0 (-)	36.0 (32.5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	1.0 (1.0)	3 (2)	0 (0)	0 (-)	3.0 (2.0)
医療,福祉	1,204.5 (1,039.0)	116 (122)	55 (37)	222 (205)	77 (61)	16 (-)	555.5 (516.5)	35 (31)	19 (16)	125 (126)	133 (97)	1 (-)	281.0 (252.5)	112 (92)	251 (178)	10 (-)	368.0 (270.0)
複合サービス事業	131.5 (125.0)	26 (27)	2 (2)	41 (40)	0 (0)	0 (-)	95.0 (96.0)	3 (2)	3 (2)	13 (7)	1 (4)	1 (-)	23.0 (15.0)	11 (12)	2 (2)	1 (-)	13.5 (14.0)
サービス業	296.0 (266.5)	31 (33)	5 (8)	90 (86)	28 (17)	2 (-)	172.0 (168.5)	4 (5)	0 (0)	48 (37)	6 (10)	2 (-)	60.0 (52.0)	53 (38)	8 (8)	6 (-)	64.0 (46.0)

注 別紙3②と同じ

(4)障害者不足数階層別の法定雇用率未達成企業数

令和6年6月1日現在

区 分	法定雇用率 未達成企業 の数	不 足 数						障害者の 数が0人で ある企業	
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人又は 5人	5.5人以上		
企 業 計	343 (100.0)	256 (74.6)	57 (16.6)	16 (4.7)	9 (2.6)	2 (0.6)	3 (0.9)	199 (58.0)	
産 業 別	農、林、漁業	13 (100.0)	10 (76.9)	2 (15.4)	1 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (61.5)
	鉱業、採石業、砂利 採取業	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	建設業	14 (100.0)	11 (78.6)	2 (14.3)	0 (0.0)	1 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (71.4)
	製造業	53 (100.0)	41 (77.4)	9 (17.0)	2 (3.8)	1 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	31 (58.5)
	電気・ガス・熱供 給・水道業	1 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	情報通信業	11 (100.0)	8 (72.7)	1 (9.1)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	0 (0.0)	5 (45.5)
	運輸業、郵便業	19 (100.0)	14 (73.7)	3 (15.8)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.3)	13 (68.4)
	卸売業、小売業	55 (100.0)	42 (76.4)	9 (16.4)	2 (3.6)	1 (1.8)	0 (0.0)	1 (1.8)	33 (60.0)
	金融業、保険業	10 (100.0)	3 (30.0)	5 (50.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (50.0)
	不動産業、物品賃 貸業	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)
	学術研究、専門・技 術サービス業	10 (100.0)	9 (90.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (80.0)
	宿泊業、飲食サー ビス業	5 (100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (60.0)
	生活関連サービス 業、娯楽業	11 (100.0)	9 (81.8)	1 (9.1)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (81.8)
	教育、学習支援業	16 (100.0)	14 (87.5)	0 (0.0)	1 (6.3)	1 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (68.8)
	医療、福祉	82 (100.0)	61 (74.4)	13 (15.9)	6 (7.3)	1 (1.2)	1 (1.2)	0 (0.0)	40 (48.8)
	複合サービス事業	4 (100.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (50.0)
サービス業	35 (100.0)	26 (74.3)	6 (17.1)	1 (2.9)	1 (2.9)	0 (0.0)	1 (2.9)	19 (54.3)	
規 模 別	40.0人～100人未 満	213 (100.0)	197 (92.5)	16 (7.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	181 (85.0)
	100人～300人未 満	101 (100.0)	51 (50.5)	33 (32.7)	12 (11.9)	4 (4.0)	1 (1.0)	0 (0.0)	18 (17.8)
	300人～500人未 満	15 (100.0)	6 (40.0)	2 (13.3)	2 (13.3)	3 (20.0)	1 (6.7)	1 (6.7)	0 (0.0)
	500人～1000人未 満	9 (100.0)	2 (22.2)	4 (44.4)	1 (11.1)	1 (11.1)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)
	1,000人以上	5 (100.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)

(注)1 ()内は全体に対する割合%

2 地方公共団体の機関における在職状況(宮崎県)

(1)地方公共団体における障害者の雇用状況(法定雇用率2.8%)

令和6年6月1日現在

	① 機関数	② 法定雇用障害者数の基礎となる職員数(注1)	③障害者の数					F 合計 A×2+B+C +(D+E)×0.5 (注2)	④ 実雇用率 %	⑤ 雇用率達成機関数	⑥ 雇用率達成機関割合 %
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)				
	機関	人	人	人	人	人	人	人		機関	
(1)宮崎県の機関	5	5,959.0	40	7	89	10	0.0	181.0	3.04	4	80.0
	(4)	(5,886.5)	(39)	(5)	(71)	(5)	(-)	[146] (156.5)	(2.66)	(3)	(75.0)
(2)市町村等の機関	27	12,773.0	92	10	159	19	3	364	2.85	20	74.1
	(26)	(12,649.0)	(88)	(6)	(145)	(12)	(-)	[283] (333.0)	(2.63)	(21)	(80.8)
計	32	18,732.0	132	17	248	29	3	545.0	2.91	24	75.0
	(30)	(18,535.5)	(127)	(11)	(216)	(17)	(-)	[429] (489.5)	(2.64)	(24)	(80.0)

※[]内は実人員。以下同じ。

(2)教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.7%)

	① 機関数	② 法定雇用障害者数の基礎となる職員数(注1)	③障害者の数					F 合計 A×2+B+C +(D+E)×0.5 (注2)	④ 実雇用率 %	⑤ 雇用率達成機関数	⑥ 雇用率達成機関割合 %
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)				
	機関	人	人	人	人	人	人	人		機関	
宮崎県教育委員会	1	8,064.5	49	4	78	0	0	180.0	2.23	0	0.0
	(1)	(8,045.5)	(51)	(0)	(75)	(1)	(-)	[131] (177.5)	(2.21)	(0)	(0.0)
市町村の教育委員会	2	121.5	0	0	1	0	0	1.0	0.82	1	50.0
	(2)	(123.5)	(0)	(0)	(1)	(0)	(-)	[1] (1.0)	(0.81)	(1)	(50.0)
計	3	8,186.0	49	4	79	0	0	181.0	2.21	1	33.3
	(3)	(8,169.0)	(51)	(0)	(76)	(1)	(-)	[132] (178.5)	(2.19)	(1)	(33.3)

(3)独立行政法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 機関数	② 法定雇用障害者数の基礎となる職員数(注1)	③障害者の数					F 合計 A×2+B+C +(D+E)×0.5 (注2)	④ 実雇用率 %	⑤ 雇用率達成機関数	⑥ 雇用率達成機関割合 %
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)				
	機関	人	人	人	人	人	人	人		機関	
独立行政法人等の機関	5	2,266.0	15	3	34	0	0	67.0	2.96	4	80.0
	(5)	(2,337.0)	(15)	(4)	(25)	(0)	(-)	[52] (59.0)	(2.52)	(4)	(80.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

5 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

県の機関、市町村等の機関、独立行政法人等における障害者の雇用状況(詳細版)

(別紙8)

(1) 宮崎県の機関(法定雇用率2.8%)

区分	①障害者の数(注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e.精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分
宮崎県の機関	181.0 (156.5)	40.0 (39)	7.0 (5)	55.0 (49)	9.0 (5)	0.0 (-)	146.5 (134.5)	5.5 (3.0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	1.0 (0)	0.0 (-)	0.5 (0.0)	0.5 (0.0)	24.0 (22)	10.0 (0)	0.0 (-)	34.0 (22.0)	11.0 (3.0)

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

区分	①障害者の数(注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e.精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分
市町村等の機関	364.0 (333.0)	88.0 (85)	6.0 (5)	109.0 (102)	19.0 (12)	2.0 (-)	301.5 (283.0)	24.5 (34.5)	4.0 (3)	0.0 (0)	3.0 (4)	0.0 (0)	0.0 (-)	11.0 (10.0)	2.0 (0.0)	47.0 (39)	4.0 (1)	1.0 (-)	51.5 (40.0)	10.5 (8.0)

(3) 宮崎県の教育委員会(法定雇用率2.7%)

区分	①障害者の数(注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e.精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分
宮崎県教育委員会	180.0 (177.5)	49.0 (51)	1.0 (0)	54.0 (51)	0.0 (1)	0.0 (-)	153.0 (153.5)	28.0 (16.0)	0.0 (0)	1.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (-)	1.0 (0.0)	1.0 (0.0)	24.0 (24)	2.0 (0)	0.0 (-)	26.0 (24.0)	8.0 (8.0)

(4) 市町村の教育委員会(法定雇用率2.7%)

区分	①障害者の数(注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e.精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分
市町村の教育委員会	1.0 (1.0)	0.0 (0)	0.0 (0)	1.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (-)	1.0 (1.0)	0.0 (1.0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (-)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (-)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

(5) 独立行政法人等(法定雇用率2.8%)

区分	①障害者の数(注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e.精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計	g.うち新規雇用分
独立行政法人等の機関	67.0 (59.0)	15.0 (15)	0.0 (0)	13.0 (11)	0.0 (0)	0.0 (-)	43.0 (41.0)	7.0 (4.0)	0.0 (0)	0.0 (0)	3.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (-)	3.0 (1.0)	1.0 (0.0)	18.0 (13)	3.0 (4)	0.0 (-)	21.0 (17.0)	5.0 (4.0)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。

7 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

県の機関、市町村機関、独立行政法人等における障害者の雇用状況

(1) 宮崎県の機関(2.8%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県知事部局	4,268.5	134.0	3.14%	0.0	
宮崎県企業局	113.5	3.0	2.64%	0.0	
宮崎県病院局	1,135.0	28.5	2.51%	2.5	
宮崎県警察本部	403.0	14.5	3.60%	0.0	
宮崎県議会事務局	39.0	1.0	2.56%	0.0	

(2) 市町村等の機関(2.8%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎市	3,123.0	90.5	2.90%	0.0	特例認定あり(注4)
都城市	1,706.5	53.5	3.14%	0.0	特例認定あり(注4)
延岡市	1,375.0	41.0	2.98%	0.0	特例認定あり(注4)
日向市	790.5	22.0	2.78%	0.0	特例認定あり(注4)
西都市	450.0	15.0	3.33%	0.0	特例認定あり(注4)
日南市	719.0	20.5	2.85%	0.0	特例認定あり(注4)
串間市	509.0	10.0	1.96%	4.0	
小林市	701.5	21.5	3.06%	0.0	特例認定あり(注4)
えびの市	372.5	8.0	2.15%	2.0	
国富町	187.0	6.0	3.21%	0.0	特例認定あり(注4)
綾町	170.0	1.0	0.59%	3.0	
高千穂町	214.5	6.0	2.80%	0.0	
日之影町	86.0	4.0	4.65%	0.0	
五ヶ瀬町	91.5	2.0	2.19%	0.0	
門川町	192.5	4.0	2.08%	1.0	R6.11.29現在不足解消
美郷町	156.0	4.0	2.56%	0.0	
諸塚村	62.5	2.0	3.20%	0.0	
椎葉村	111.5	3.0	2.69%	0.0	
都農町	291.0	6.5	2.23%	1.5	R6.11.29現在不足解消
川南町	203.5	6.0	2.95%	0.0	
木城町	124.0	3.5	2.82%	0.0	
高鍋町	264.0	6.5	2.46%	0.5	特例認定あり(注4)
新富町	213.0	6.5	3.05%	0.0	
西米良村	62.0	2.0	3.23%	0.0	
三股町	196.0	8.0	4.08%	0.0	
高原町	243.0	9.0	3.70%	0.0	
西臼杵広域行政事務組合	158.0	2.0	1.27%	2.0	

(3) 教育委員会(2.7%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県教育委員会	8,064.5	180.0	2.23%	37.0	
えびの市教育委員会	73.5	1.0	1.36%	0.0	
川南町教育委員会	48.0	0.0	0.00%	1.0	R6.11.29現在不足解消

(4) 独立行政法人等(2.8%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
国立大学法人 宮崎大学	1,938.0	55.0	2.84%	0.0	
独立行政法人 航空大学校	137.0	6.0	4.38%	0.0	
公立大学法人 宮崎県立看護大学	67.5	0.0	0.00%	1.0	
公立大学法人 宮崎公立大学	53.5	3.0	5.61%	0.0	
地方独立行政法人 西都児湯医療センター	70.0	3.0	4.29%	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……………	2. 5%
(40.0人以上規模の企業)	
特殊法人等 ……………	2. 8%
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	

- 国、地方公共団体 …………… 2. 8%
(36.0人以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7%
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。